

資産形成と相続に関する研究

——意識調査をもとに——

加藤 恵子

A Study about Inheritance and Property Form

—Based on Awareness Survey—

Keiko KATOU

Abstract

Average remained life for 65 years old people is 16.2 years for the male and 19.9 years for the female which are longer than 0 year's remained life, and their life times are 81.2 years for the male and 84.9 years for the female. Especially, a ratio of latter old age class, who are older than 75 years, among total population is estimated to increase significantly.

Under the situation, than, a survey and study was carried out on how aged people make property of their own as well as how inheritance and property form will influence on people's life management and family relation.

Survey was carried out on 250 students of Lifetime Study Course University for the Aged.

Valid answer rate was 85.6 % with a term of a week from January 20, 1991 in retention manner, self entry method. Answer rate was 86.9 % with spouse, and 13.1 % without spouse. Conclusion of the survey shows:

- ① After husband's death, inheritance is succeeded by his wife, while abandonment or refusal is extremely rare case.
- ② Although case of written will is few, interest is increasingly growing.
- ③ To spend the fourth life (more female encounters after death of her spouse), it will be smoothly carried over if they are surrounded by desirable circumstances such as stabilized household and economics, life around their beloved area, accumulated parental relation etc.

緒 言

高齢者の比率は9年後の2000年には16.3%, 29年後の2020年には23.6%と平成元年度厚生白書では超高齢化社会が到達すると推測されている。1986年に総理府の老人福祉サービスに関する世論調査では「資産は自分達のもの」が64.4%と子に美田を残す意識が低下してきている。これは平均寿命が年々伸び世界第一位で、平成元年簡易生命表では65歳の平均余命は男性16.22年、女性19.95年と平均寿命より、さらに長く男性81.22歳、女性84.95歳。また収入面をみると50~54歳をピークに減少し、定年後は年金を中心とした生活で厚生年金額は、生活費の7割が目処とされている。昭和60年国勢調査では75歳の有配偶率は男性70.4%，女性は18.6%

で男性は女性の3.8倍を占めている。総務庁の老人の生活と意識に関する国際比較1990年の調査によると一番大切なものは日本では、第一位は“家族・子供”二位は“財産”と言う意識が示されている。非就労の人生が約15~20年とすると、年金生活が完全でなく、若い人達に高負担が期待出来ないのが状況である。

そうした背景で生活している高年者が自己の資産形成をどのように造り、妻や子にどのように資産を相続するかは重要な課題である。そこで1978年に本学学生の祖父母を対象に相続に関する調査を行った10余年後経た今日、どのように意識が変化しているか明らかにすると共によりよい生活経営と家族関係を見出したく本研究をおこなった。

調査方法

1：意識調査

期間：1991年1月17日～24日 留置法

調査対象者：公立の生涯学習講座高年大学一年生受講者全員

調査枚数：250部配付 自己記入 有効回答率 85.6% (有配偶者186人、無配偶者28人)

調査内容：資産の形成 資産の内訳 遺言状の有無 遺産相続について等

2：資料をもとに分析：司法統計年報 家事編より遺産分割件数 共同相続人と資産の分割について

結果および考察

表1に示したように基本属性では無配偶者は13.1%を占め、そのうち女性が96.4%を占めている。家族構成では有配偶者は核家族が75.2%，無配偶者は直系家族または独身が各39.2%である。収入面をみると、年金以外の収入をもっているのは無配偶者が高いのは、職業の無職の割合が有配偶者より低率であったことと一致し、会社役員、自営業を営んでいる割合が高いためである。また収入の名目も株式の配当、不動産収入、預貯金の利子、給与など収入も多岐にわたっている。

本調査者は週一日の講義とクラブ活動に一日合計二日出席するため、定年で就労していない人、ある程度自由な時間を持つ人、健康で二年間通える人達であることから、年金の受給状況を図1に示した。支給開始年齢は厚生年金では一般に男子60歳、女子56歳（平成12年迄に60歳）、各共済組合員は一般に58歳（平成7年迄に60歳）国民年金は65歳、老齢福祉年金は平成3年4月現在80歳以上（国民年金制度発足時に50歳を超えていた人）は70歳からなどで年金受給支給開始時期は差が

表1. 基本属性

調査項目	有配偶者	無配偶者
調査割合	86.9%	13.1%
調査者		
最長年	M. 39年	M. 45年
最若年	S. 5年	S. 5年
平均年齢	71歳	73歳
性別 男／女割合	83.9／16.1	3.6／96.4
職業	無職 81.2%	無職 78.6%
家族構成		
核家族	75.2%	14.2%
直系家族	16.1	39.3
傍系家族	6.5	3.6
独居	1.1	39.3
その他	1.1	3.6
平均人数	2.8人	2.7人
持家率	84.9%	78.6%
年金以外の収入有りの割合	35.5%	39.3%
生活費自己負担の割合	85.5%	75.0%
育てた子の数	2.4人	2.0人

みられる。また配偶者を亡くした遺族に遺族年金が受給できる。無配偶者は平均1.9種から受けており、夫の年金を得ている割合が高い。

I : 「残す側」について

資産形成は労働が可能な時期に将来の生活安定化のために備蓄される。すなわち夫婦後期の無収入後の人生を過ごすには確保した資産を生活費に使う。特に無配偶者になる割合は女性が多く、独身後期の人生で生活保障が期待できるのは、資産が重要な役割を果たす。そこで、資産を「残す側」からの配慮がどのようにされているかを調べた。「遺言状について夫婦の話し合い」がなされたかを図2に示した。1978年本学の学生の祖父母を対象に調査をおこなった結果と比較すると、有配偶者は「ある」が本調査では37.6%に対し前回調査では14.5%で2.6倍の伸びを示した。

図3では遺言状の作成についてみると「作ってある」3.8%、「現在は作っていないが将来は作ろうと思う」44.6%と最も多い。「作らないつもり」23.7%は資産を使い果たして必要ないか、被相続人が配分について意見を明白にしないと考えられる。

無配偶者は生前「遺言状について夫婦の話し合い」がなされたかを図4に示した。「ある」が本調査では7.1%，前回調査では2.3%で約3倍の伸びを占めている。

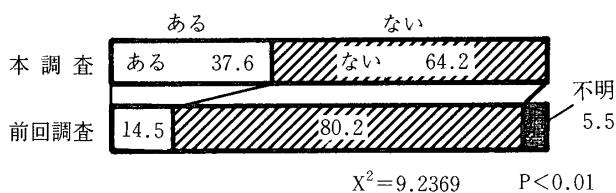


図2 有配偶者の遺言状について夫婦の話し合いの有無
る。

そこで遺言状の話し合いの状況を図5に示した。「作ってあった」14.3%、「話し合ったが作らなかった」10.7%、「話し合わなかった」「考えたこともない」が各35%以上を占めている。これは調査者のなかには第

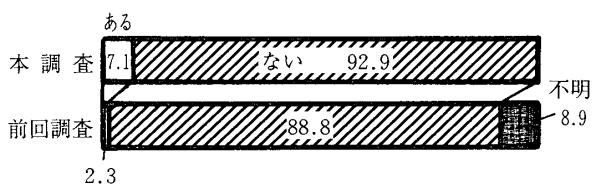


図4 無配偶者の遺言状の有無

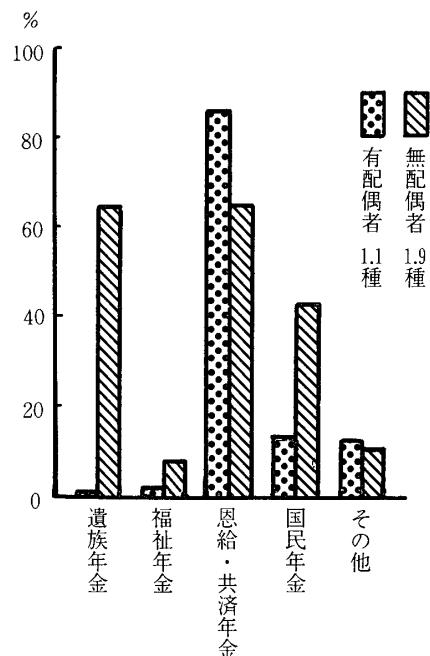


図1 年金の受給状況

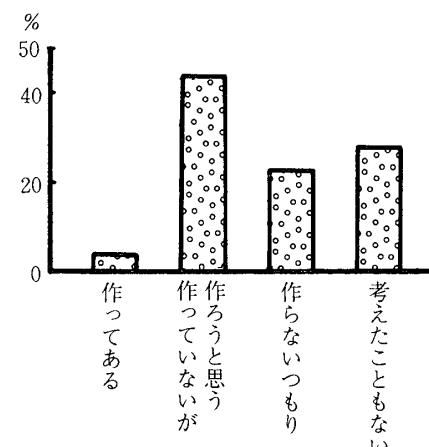


図3 有配偶者の遺言状の話し合いの状況

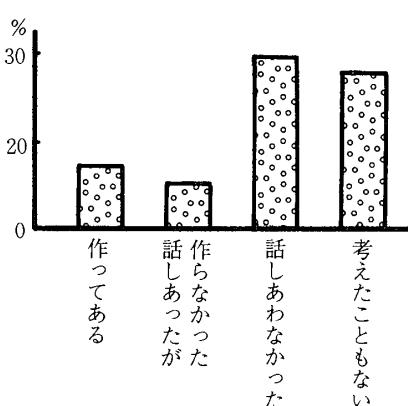


図5 無配偶者の夫婦の話し合いの状況

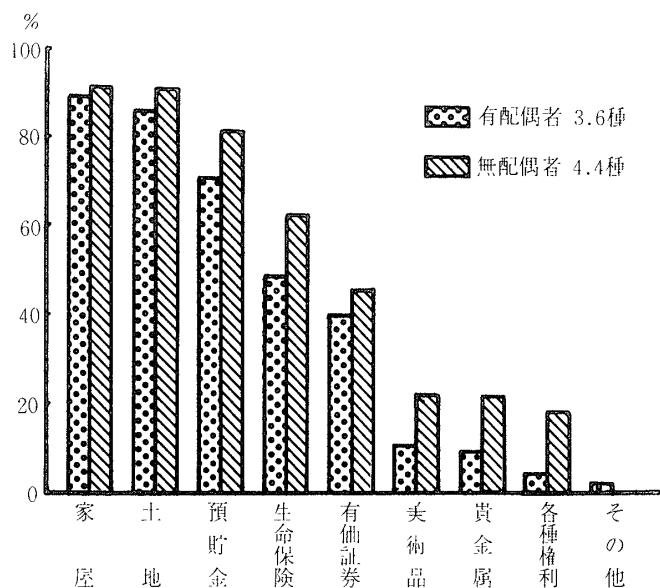


図6 遺産対象の種類別内訳

意味で加入されており、遺産に対する意識が無配偶者とやや異なり、有配偶者は3.6種 無配偶者は4.4種で将来渡すであろう者と遺産として受けた者の違いが、数のうえに現れたものと推察される。

Ⅱ：「受ける側」について

以上のように遺産対象の財産を明らかにしたが、被相続人の残した資産を「受ける側」について、無配偶者を対象に調査を行った。遺産相続分について家族の話し合いが「有った」のは35.8%，「無かった」は50.0%，「その他」「不明」が各7.1%で「話し合いがされた」のは全体の3分の1である。相続権者間において話し合いが円滑に出来ることは将来の人と人の関係が良好な結果をもたらし、一旦話し合いがこじれる場合以後の生活にも親族間において疎遠になり易く、話し合いの状況は深い意味を持つ。「話し合いが大変だった」はわずか5.3%で他は「円滑にできた」である。「授受の状況」を図7に示した。「受けた」のは本調査は67.9%，前回調査は22.5%で約3倍の伸びを示し、「受けなかった」は本調査では25.0%，前回調査は61.8%で授受の状況が逆転した。

相続の受け方には残す側として、遺言又は遺言状で意思の伝達がなされるが、「相続の受け方」について図8に示した。被相続人の「意思どおり」は5.3%，「遺言（状）はなかったが法定通り貰った」「家族で話し合って相続分を決めた」は44.7%である。

二次世界大戦中、または戦後の早い時期に配偶者を亡くし、話し合う余裕、考える時間すらなかった人達もみられ、有配偶者の「考えたこともない」のとは異質なものと推察される。

遺産対象の種類別内訳を図6にみると、家屋、土地の保有率が高い。総理府の昭和59年全国消費実態報告書における全世帯の持家率は60歳以上では89%を占めており、本調査も同傾向である。ついで、預貯金 生命保険の順であるが、預貯金は有配偶者は無配偶者に比べ低率を示しているのは、生活保持の資金、生命保険は各種の安全、不安の保障という

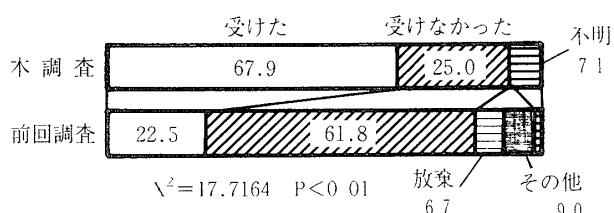


図7 資産の授受の状況

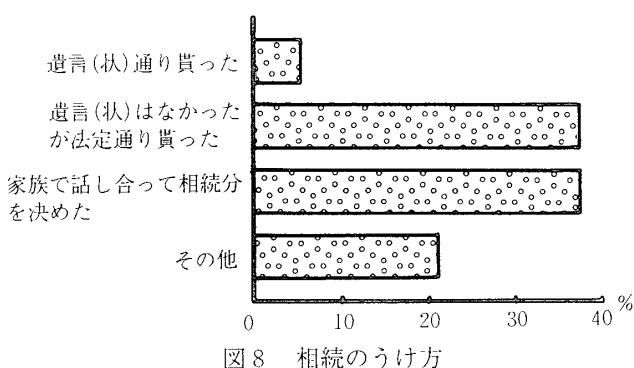


図8 相続のうけ方

分を決めた」が各36.8%である。

遺産相続を受けたものを図9に示した。「家屋」「土地」は一家の資産で一般に最も高額な資産で各78.9%と最多で、独身後期に住み慣れた地域で過ごすことは安心感が高い。日常の生活費は生命保険文化センターの調査では夫婦二人の老後の最低生活費は21万4千円でさらにゆとりのための上乗せ額を15万8千円、合計37万2千円と示されており、そこで衣生活、食生活に必要な個別の費用分を独居者は約3分の1を減ずると一ヶ月24万8千円必要と推測する。今回金額は調査を行わなかつ

たが、年金では充足出来ない分自己資金の預貯金で補うことが求められる。貯蓄動向をみても夫婦後期のステージでは「将来の生活資金」が高い比率を示していることからもわかる。また生存中に生命保険を選択する場合、男性は死亡保障、死亡保障と貯蓄のミックスタイプで「万一（死亡）のときの家族の生活保持のため」が加入目的で最も高いことから本調査でも「生命保険」が63.6%受けている。平均一人当たり3.8種であった。

遺産配分先を図10で示した。配偶者が最も多く、こども、きょうだいの順であった。こどものうち男女差がみられるのは、男子のほうが数が多いためである。

相続の授受の割合を図11に示した。配偶者は「全部」が25%みられる、これは第二次世界大戦中、戦後に配偶者を亡くした人が多くをしめている。また、「共有」の6.3%は子（長男の中にみられる）と将来、良好な関係を結ぶために行われたと推察される。こどものうち女子より男子のほうが相続分が多い。

夫婦は長く共に生きるのが望ましい、しかし、本調査者のうち親子同居期の20代、30代に第二次世界大戦中で戦争の影響を受け若年で夫を亡くした人達もあり無配偶期間について図12に示した。41年以上の

図10 相続の分配先

14.3%は該当する。

独身後期の不安感は、経済、人との情緒的関係、健康と言われており、健康は自分自身で留意することと疾病を早期発見・早期治療で健康は保持が可能であるが、経済面と情緒的問題は本人の努力でカバーするには限りがあり、相続の授受は人生の最後の収入の途で

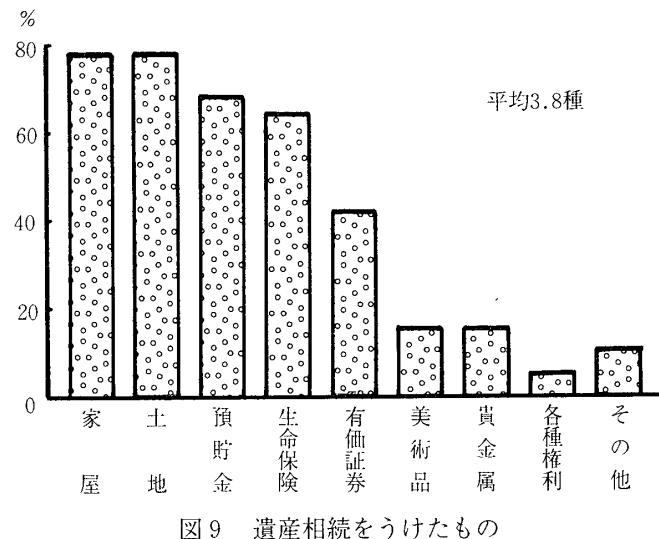


図9 遺産相続をうけたもの

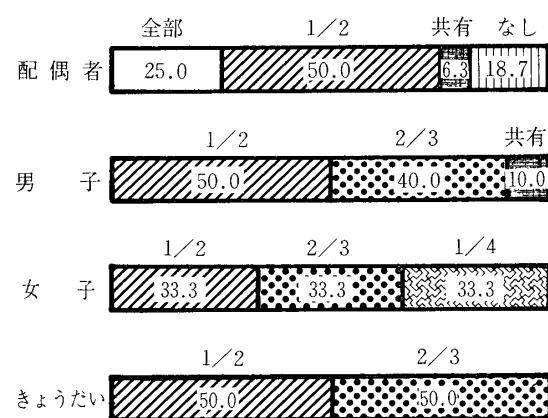
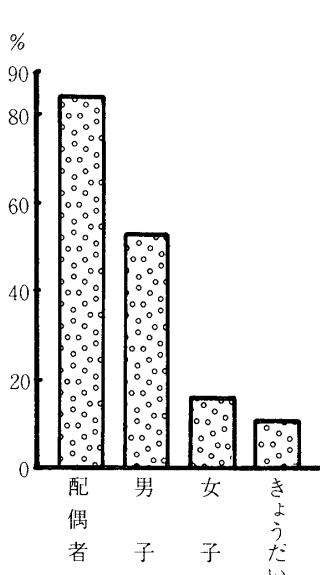


図11 相続の授受の割合

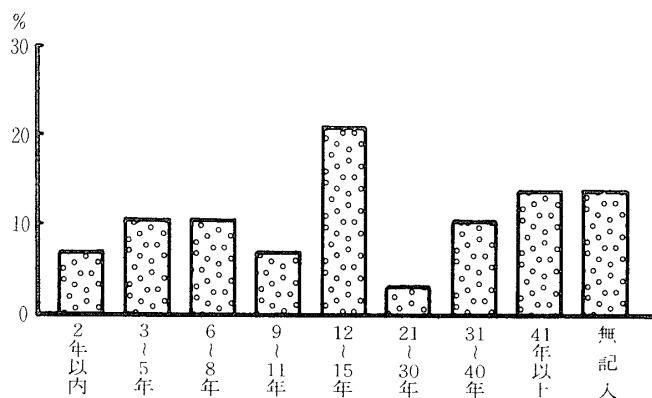


図12 無配偶の期間

表2. 遺産相続の授受の結果

相続を受けて良い点	
1) 老後の生活が安心である。	
2) 心にゆとりを持ち、生活が安定した暮らしができる。	
3) 住居があり、生活に心配がない。	
4) 子どもに頼らず生活ができる。	
5) 家と土地を相続し世帯にわけて住んでよかつた。	
6) 永年住み慣れた処に生活ができるよかったです。	
7) 長期入院費に当てられた。	
8) 養子に相続分を多くし、祀りごとを頼みよかったです。	
相続を受けて悪い点	
1) 税金の支払いに苦労した。	

和29年である。申請された内約3分の1は毎年取り下げられている。傾向として審理期間の割合が多いのは昭和29、30年は1~3ヶ月が約70%，昭和40~55年は1ヶ月~1年が約50%，昭和60年~平成元年は6ヶ月~2年以内が約64%を占めており、年々審理期間が長期化する傾向が見られる。また、倍率も昭和29年を1として調査年を見ると年々調停件数が増加傾向を示している。

遺産分割のうち民法が規定している相続人即ち共同相続人が配偶者と子、配偶者と直系尊属、配偶者と兄弟姉妹が遺産分割事件として容認・調停成立した平成元年分を表4に示

もある。そこで授受された結果について表2に示した。「良い面」では上記の不安の解消と配偶者死亡後の自立した生活がうかがえる。一方「悪い面」は相続税の納税で苦労されており、持てる人の苦しみとは思われるが、税の負担感が新しい課題でもある。

III：司法統計における遺産分割について

家庭裁判所で調停、審判がされる件数を表3に示した。資料の最も古いのは昭

表3. 司法統計における遺産分割(総数)について

年度	総数	倍率 (調査年 S30年)	審理期間 %					% 調停 件数	% 取り 下け
			1~ 3月	6~ 1年	2年 以内	3年 以内	3年 越え		
平成元年	5944	15.1	14.0	43.8	22.7	8.1	11.4	592	31.9
昭和60年	4682	11.9	16.4	42.0	19.9	8.2	13.5	598	34.6
昭和55年	4408	11.2	20.8	39.1	18.7	8.3	13.1	622	32.9
昭和50年	4038	10.3	23.3	39.5	17.8	8.3	11.1	621	33.6
昭和40年	2942	7.5	12.5	35.7	—	16.1	35.7	642	31.3
昭和30年	393	—	69.0	24.9	6.1	—	—	504	41.7
昭和29年	461	1.2	68.9	24.9	6.2	—	—	549	34.9

表4. 認容・調停成立件数のうち、共同相続人が配偶者と子、配偶者と直系尊属、配偶者と兄弟姉妹で遺産の内容別、帰属割合

遺産の内容	事件数	割合 %	遺産者 の個別 部品 が 配 %	遺産者 の一部 が 配偶者 の個別 部品 が 配 %	遺産 が 配偶者 の場 合 全 部 配 合 %	遺 産 年 に 全 く な い 配 偶 %
土地のみ	145	9.1	12.4	45.5	57.9	42.1
建物のみ	16	1.0	37.5	31.3	68.8	31.2
現金有価証券のみ	64	4.0	10.9	84.4	95.3	4.7
その他の財産のみ	5	0.3	40.0	40.0	80.0	20.0
土地と建物	481	30.2	23.5	49.7	73.2	26.8
土地と現金等	19	3.0	0	89.8	89.8	10.2
土地とその他の財産	7	0.4	14.2	57.2	71.4	28.6
建物と現金等	17	1.0	5.8	76.6	82.4	17.6
建物とその他の財産	8	0.5	37.5	50.0	87.5	12.5
現金等とその他の財産	22	1.4	13.6	81.9	95.5	4.5
土地と建物と現金等	345	21.7	11.3	80.0	91.3	8.7
土地と建物とその他の財産	32	2.0	12.5	78.1	90.6	9.4
土地と現金等とその他の財産	16	1.0	6.2	81.3	87.5	12.5
建物と現金等とその他の財産	5	0.3	0	100.0	100.0	0
土地と建物と現金等とその他の財産	380	23.8	10.8	81.8	92.6	7.4
計	1592	100	240	1078	1318	274

した。対象者は認容・調停成立件数のうち42.1%を占め、配偶者に全部資産が帰属した割合は15.1%，配偶者に一部帰属した割合は67.7%で、合計82.8%であった。配偶者に全部資産が帰属したのは少ないが、他の親族にも相続の権利は認められており、親族間で話し合いができない場合は、調停・審判を受けて問題解決をはかるのも有効な手段である。

要 約

以上の結果をまとめると

- 1：配偶者の死亡後は妻に法定相続分の「資産の二分の一」を50%が受け、「全部相続した」が25%であった。
- 2：遺言状についての関心が増加傾向を示している。
- 3：独身後期（特に女性が高率を示す）を過ごすには、安定した住まいと家庭経済、住み慣れた地域での生活、これまでの親子関係など好ましい状況で有ると相続問題がスムーズに運ばれる。
- 4：資産を「残す側」と「受ける側」の相互の意思の疎通に欠けないように、普段から心がけておくことが賢明である。
- 5：家庭裁判所の申請件数は年々増加傾向を示している。

文 献

- 1) 厚生省：厚生白書 平成元年度（1990）
- 2) 加藤恵子：名古屋女子大学紀要, 24, 163~170 (1978)
- 3) 生命保険文化センター：教育資料 No81：(1991年)
- 4) 総務庁：昭和59年全国消費実態調査報告書：(昭和60年)
- 5) 財団法人 法曹会：司法統計年報 家事編：(平成元年, 昭和60年, 55年, 50年, 40年, 30年, 29年)